

原案可決

全会一致

第18号発議案

新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年9月11日

提出者	佐藤 純	高橋 直	宮崎 悅	男学 大雄
青柳 正司	坂皆 光雄	矢小 榎	野一 一辰	大修 林
金子 恵美	佐藤 卓二	林井 小榆	林吉 小林	秀治 吉
富樫 一成	桜井 之一	野澤 小沢	野川 早中	洸 謙
小島 隆甚	岩谷 良彦	川野 三生	川野 中帆	治英
西川 洋吉	金谷 国正	野井 修	野薗 東志	機邦
斎藤 景昭	柄沢 峰	星伊佐夫		
尾身 孝郎	小野 峯			
村松 二郎	石井 修			
渡辺惇夫	野伊佐夫			
三富 佳一				

新潟県議会議長 小川和雄様

新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例

新潟県歯科保健推進条例（平成20年新潟県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加え、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等並びに追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性に鑑み、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の歯・口腔の健康に関する格差の解消等を図り、もって県民の健康づくりに寄与し、県民の健康水準を向上させることを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第2条 歯・口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周病等の歯・口腔疾患の予防に取り組むとともに、歯科疾患が重症化しやすく、かつ、口腔の機能に問題を抱えることが多い障害を有</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の歯・口腔の健康に関する格差の解消を図り、もって県民の健康づくりに寄与し、県民の健康水準を向上させることを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第2条 歯・口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周病等の歯・口腔疾患の予防に取り組むとともに、歯科疾患が重症化しやすく、かつ、口腔の機能に問題を抱えることが多い障害を有</p>

する者、介護を必要とする者等をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りながら、生涯にわたり歯・口腔の健康を維持増進できる環境が整備されることを旨として行われなければならない。

2 歯・口腔の健康づくりは、県民一人ひとりがその日常生活の中で関心と理解を深め、積極的に取り組むことが日常生活の中で習慣化され、将来の世代に伝えられることを旨として行われなければならない。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、第2条に規定する基本理念を踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔の健康づくりに関する法令に基づき、歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

第5条 (略)

(事業者及び医療保険者の役割)

第6条 事業者は、第2条に規定する基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等

する者、介護を必要とする者等をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう、生涯にわたり歯・口腔の健康を維持増進できる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、第2条に規定する基本理念を踏まえ、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔の健康づくりに関する法令に基づき、歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

第5条 (略)

の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に努めるものとする。

2 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、第2条に規定する基本理念にのっとり、県内の被保険者が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に努めるものとする。

第7条 （略）

（財政上の措置）

第8条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県歯科保健計画）

第9条 （略）

2・3 （略）

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を勘案するとともに、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画その他の県が策定する保健、医療又は社会福祉に関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。

5～7 （略）

第10条 （略）

（基本的施策の実施）

第11条 知事及び県教育委員会は、県民

第6条 （略）

（財政上の措置）

第7条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県歯科保健計画）

第8条 （略）

2・3 （略）

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画その他の県が策定する健康づくりに関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。

5～7 （略）

第9条 （略）

（基本的施策の実施）

第10条 知事及び県教育委員会は、県民

の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築並びに歯・口腔の健康づくりに関する知識等の普及啓発に関すること。

(2) 県民が定期的に歯科健診を受けること等の勧奨その他の必要な施策に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行う学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく歯・口腔に関する外傷及び障害等の防止及びこれらの軽減を図るための対策等の推進に関すること。

(6) 障害を有する者、介護を必要とする者等に対する定期的な歯科健診又は歯科診療等の適切な歯・口腔の健康づくりの確保及び推進に関するこ

と。

(7) 児童虐待及び高齢者虐待の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関するこ

(8) (略)

(9) (略)

(10) 歯科口腔保健法第15条に規定する口腔保健支援センターの設置の推進に関するこ

(11) (略)

の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築に関するこ

(2) (略)

(3) (略)

(4) 障害を有する者、介護を必要とする者等に対する適切な歯・口腔の健康づくりの確保及び推進に関するこ

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(にいがた健口文化推進月間)

第13条 第2条の基本理念にのっとり、
歯・口腔の健康づくりの習慣化を図り、
これを将来の世代に伝えていくため、
にいがた健口文化推進月間を設ける。

2 にいがた健口文化推進月間は、11月
1日から11月30日までとする。

(公表)

第14条 知事及び県教育委員会は、毎年
度、第11条に規定する基本的施策その
他の歯・口腔の健康づくりの推進に関
し講じた施策の状況を取りまとめ、公
表するものとする。

2 (略)

第11条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

原案可決

全会一致

第19号発議案

北朝鮮による日本人拉致事件の一刻も早い解決を
求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年9月28日

提出者 総務文教委員長 佐藤卓之

新潟県議会議長 小川和雄様

北朝鮮による日本人拉致事件の一刻も早い解決を 求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5名が帰国してから10年となる。民主党政権において拉致問題担当大臣が6人目となったにもかかわらず、拉致事件は全く進展がみられない。

昨年12月の金正日総書記の死去により北朝鮮は新たな体制へ移行し、少しづつではあるが変化の兆しが見えており、8月には日本と北朝鮮による4年ぶりの政府間協議が開催されたところである。

しかしながら、「双方が関心を有する事項を議題として幅広く協議する」ことでとりあえず一致したが、拉致問題が協議対象に含まれるかどうかについては確約を取れない状況にある。

北朝鮮は拉致事件の再調査を約束したにもかかわらず、何ら実行されておらず、横田めぐみさんの生存情報も報じられていることからも、政府は、北朝鮮に対して再調査の約束を果たすよう強く履行を迫るべきである。

拉致事件は日本国民の生命と安全に直接関わる国家の最重要課題であり、日朝間で拉致事件を棚上げにした協議などあり得ない。

日本人の遺骨収集や墓参なども重要な懸案事項ではあるが、北朝鮮は遺骨収集という人道的問題を取り上げることで、厳しい日本の国内世論を懷柔するねらいがあるとの指摘もなされていることから、北朝鮮に対する制裁の強化を免れる論拠に利用されることなく、拉致事件の解決を図るべく交渉を進めなければならない。

よって国会並びに政府におかれでは、「拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はあり得ない」との毅然とした態度で臨み、一日も早くすべての拉致被害者を早急に救出し、拉致事件の解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日

新潟県議会議長 小川和雄

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	平野佳彦様
外務大臣	玄葉光一郎様
内閣官房長官	藤村修様
拉致問題担当大臣	松原仁様

原案可決

賛成多数

第20号発議案

2020年オリンピック競技大会及びパラリンピック
競技大会の東京招致を支援する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年9月28日

提出者	沢 野 修 成 榎 井 山 一 甚 五 雄 隆 政 皆 斎 市 川 藤 川 二 景 広	司 美 雄 吉 昭 郎 夫 一 之 登 郎 升 仁 雄 正 恵 辰 洋 孝 二 懇 佳 知 太 一 久
賛成者	佐 早 川 吉 純 秀 内 桜 富 井 山 一 甚 五 雄 隆 政 皆 斎 市 川 藤 川 二 景 広	柳 子 井 川 身 松 辺 富 杉 部 木 山 月 藤 青 金 榆 西 尾 村 渡 三 上 長 青 米 若 佐 司 美 雄 吉 昭 郎 夫 一 之 登 郎 升 仁 雄 正 恵 辰 洋 孝 二 懇 佳 知 太 一 久

| 提出者 | 沢 野 修 成 榎 井 山 一 甚 五 雄 隆 政 皆 斎 市 川 藤 川 二 景 広 | 司 美 雄 吉 昭 郎 夫 一 之 登 郎 升 仁 雄 正 恵 辰 洋 孝 二 懇 佳 知 太 一 久 |
| 賛成者 | 佐 早 川 吉 純 秀 内 桜 富 井 山 一 甚 五 雄 隆 政 皆 斎 市 川 藤 川 二 景 広 | 柳 子 井 川 身 松 辺 富 杉 部 木 山 月 藤 青 金 榆 西 尾 村 渡 三 上 長 青 米 若 佐 司 美 雄 吉 昭 郎 夫 一 之 登 郎 升 仁 雄 正 恵 辰 洋 孝 二 懇 佳 知 太 一 久 |

新潟県議会議長 小川和雄様

2020年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議

1964年に戦後復興の象徴として開催された第18回オリンピック東京大会から早くも48年が経過したところである。その間、経済の発展と高度情報化により地球規模での活動が当たり前とされるグローバル社会へと世界は大きく変貌したが、いまだに文化や民族の違いによる地域間紛争が絶えることなく、また、人類滅亡への序章ともいわれる地球温暖化の問題に関する解決策も見出されておらず、全人類が希求する世界平和と人類の調和は実現されてはいない。

また、我が国は、昨年3月の東日本大震災により甚大な被害を受けたが、全世界からの温かい支援を受けて国民一丸となって復旧・復興に向けて全力で立ち向かっているところである。

平和の祭典、スポーツを通じて平和と人類の調和を希求するオリンピック・パラリンピック競技大会を東京で開催することは、日本が世界平和と人類の調和を強く求めていることを示すだけではなく、震災から立ち直った姿と支援に対する感謝の気持ちを示すとともに、スポーツの持つ力が困難に直面している人々を励まし、勇気づけることを世界に発信する絶好の機会でもある。

よって本県議会は、2020年開催の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の日本開催を心から希求するとともに、東京都の招致活動を全面的に支援・協力するものである。

以上、決議する。

平成24年9月28日

新潟県議会

原案可決

賛成多數

第21号発議案

尖閣諸島に係る領土の保全に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年9月28日

提出者	青皆斎	柳川藤	正雄隆	司二景	沢佐早	野藤川	吉	修純秀	成一甚	樺井	富桜	坂小	田林島村	光一	良正峯	伊佐幸久	子大隆	一三生修夫	秀雄	
賛成者	高矢佐	小金中帆	柳谷	橋野	宮金	崎子	井川身松	辺富野塚	男美雄吉	昭郎夫	一猛健	坂小	小岩柄	田林島村	坂小	小岩柄	田林島村	光一	良正峯	伊佐幸久

新潟県議会議長 小川和雄様

尖閣諸島に係る領土の保全に関する意見書

香港の民間団体の船が8月15日、我が国の領海に侵入し、乗組員が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。今回の不法上陸に関しては事前に予告があったにもかかわらず、一連の政府の対応は、我が国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。さらに、海上保安庁の艦船に対してレンガ等を投げつけるなど、不法上陸以外にも罪を犯した嫌疑があるにも関わらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは極めて遺憾である。

民主党政権となって以降、メドヴェージエフ大統領の北方領土不法上陸、李明博大統領の竹島不法上陸が相次いで行われ、一昨年の中国漁船衝突事件では、「那覇地検の判断」との名目で船長を釈放してしまうなど、我が国の外交及び危機管理において歴史上の汚点を残している。政府の外交施策は国益を損ない続けており、今回の事件も民主党政権の国家観の欠如、外交の基本姿勢の欠如が招いた以外の何物でもない。

このたび尖閣諸島4島が国有化されたことは、領土保全の趣旨からも当然のことであり、東京都の石原知事が尖閣諸島を購入する意思を示したことに対して、国民から14億円を超える寄付金が集まつたことからも、多くの国民が領土保全を求めていることは明白である。

しかしながら、国有化に対して不当な領有権を主張する中国は、様々な対抗措置を打ち出してきていることから、早急に施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図らなければならない。

よって国会並びに政府におかれでは、日本の国家主権を断固として守るため、尖閣諸島及びその海域の警備態勢を見直し、南西諸島の防衛を強化するなど早急に万全な対応を行うとともに、尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国の固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日

新潟県議会議長 小川和雄

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	平田健二	様
内閣総理大臣	野田佳彦	様
内外務大臣	玄葉光一郎	様
国土交通大臣	羽田雄一郎	様
国防衛大臣	森敏雄	様
内閣官房長官	藤本修	様

原案可決

賛成多数

第22号発議案

韓国大統領に謝罪と発言の撤回を求めるとともに
対韓国外交の見直しを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年9月28日

提出者	沢 野 修 成 皆 川 雄 二	景
	佐 藤 純 一 斎 藤 嶽	
	早 川 吉 秀 榎 井	

賛成者	司 美 雄 吉 昭 郎 夫 一 之 郎 郎 猛 健
	正 恵 辰 洋 孝 二 懇 佳 知 五 太
	柳 子 井 川 身 松 辺 富 杉 山 木 野 塚
	青 金 榆 西 尾 村 渡 三 上 内 青 片 石
	男 学 一 之 彦 洸 治 機 栄 健 男 雄 德
	嶋 野 藤 林 谷 野 莖 山 倉 渕 田 藤 島
	宮 矢 佐 小 金 中 帆 東 高 大 志 佐 小
	揮 子 大 隆 一 三 生 修 夫 守 広 ヨ 秀 雄
	橋 田 林 島 村 沢 野 井 野 谷 川 川 尾 藤
	高 坂 小 小 岩 柄 小 石 星 梅 市 松 橫 佐
	直 光 一 良 正 峯 伊 佐 政 キ 幸 久

新潟県議会議長 小川和雄様

韓国大統領に謝罪と発言の撤回を求めるとともに 対韓国外交の見直しを求める意見書

韓国の李明博大統領は、島根県の竹島に不法上陸するとともに、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べている。そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得ない。

このたびの大統領としての資質が疑われるような一連の言動は、これまで築いてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであり、看過することはできない。

加えて、李大統領は、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べているが、そもそも1965年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は「完全かつ最終的に解決」されており、かつ人道上の措置も講じられているものである。

政府は、不必要的謝罪談話や、韓国側の要求以上の朝鮮王室儀軌の引渡しに応じるなど、対韓融和路線をとり続けており、韓国が竹島への定期航路を就航させたことに対しても事前に抗議を行わないなど、国益を棄損する対応をし続けたことにより、韓国の行動は歯止めが効かなくなっている。政府はこの事態を深刻に受け止め、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらなければならない。

よって国会並びに政府におかれでは、韓国政府に対して李明博大統領の謝罪及び発言の撤回を強く求めるとともに、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所（I C J）への提訴にとどまらず、日韓通貨交換協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日

新潟県議会議長 小川和雄

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
内外務大臣	玄葉光一郎様
財務大臣	安住淳様
内閣官房長官	藤修様

原案可決

贊成多數

第23号発議案

早急に国土の強靭化を図ることを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年9月28日

成一甚 横井 富桜 修純秀 野藤川 吉 提出者 小皆齋 島川謙 隆二景 雄隆

司美雄一三生修夫徳
正恵辰良正峯 伊義
柳子井村沢野井野島
青金榆岩柄小石星小
男学之吉昭郎夫一秀雄
悦 卓洋孝二惇佳幸久
崎野藤川身松辺富尾藤
宮矢佐西尾村渡三横佐
揮子大一彦洸治機猛健
直光一林国 謙英
橋田林林谷野苅山野塚
高坂小小金中帆東片石
賛成者

新潟県議会議長 小川和雄様

早急に国土の強靭化を図ることを求める意見書

昨年発生した東日本大震災をはじめ、我が国では、地震や豪雨・豪雪などの自然災害が毎年発生し、多くの人命が失われていることは痛恨の極みである。災害発生は避けられない宿命であっても、事前に対策を施す、いわゆる減災によって人命被害を最小化することは可能である。

東日本大震災以降、日本列島は大地震活動期に入ったとも指摘されており、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等が発生する確率は極めて高く、現状において南海トラフ巨大地震が発生した場合には最大で32万人規模の死者が発生するとの被害想定が発表されていることからも、大規模災害に備えて救急医療体制、エネルギー・食料供給体制、情報通信、社会基盤等を強化・整備し、我が国の経済社会活動の持続可能性を確保することは、喫緊の重要課題である。

東日本大震災において、代替機能の確保の必要性が再認識されたことからも、たとえ大規模な災害により困難な状況になっても適応能力が高い強靭な国とするために、太平洋側に集中している各機能を日本海側に分散化するためのインフラ整備を早急に行い、大都市に集中した人口や経済活動などを地方に移転させることが重要である。

国土強靭化に対しては、「バラマキ」、「先祖返りだ」などの批判もあるが、「バラマキ」とは、GDPに貢献しない政府支出のことであり、直接の雇用を生まないもののことを目指すものである。

国土強靭化は、国土の強靭化投資を政府主導で行うものであり、財源は国債で、規模も10年で200兆円と国民経済の成長に確実に貢献することから、有効需要創出によりデフレ脱却を目指すとともに、国民の安全と安心の確保を図るものである。

よって国会並びに政府におかれては、国民の安全・安心を確保しながら、公共投資による需要拡大と雇用促進を図り、デフレ脱却の切り札となる、国土の強靭化を早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日

新潟県議会議長 小川和雄

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
国土交通大臣	羽田雄一郎様
国家戦略担当大臣	古川元久様